

2 歯周病安定期治療開始日から 起算して1年を超え2年以内に行 った場合	125 点
3 歯周病安定期治療開始日から 起算して2年を超3年以内に行っ た場合	100 点

(2) う蝕等に係る技術の評価の引上げ

現 行	改定案
【齶蝕処置】 16 点	【う蝕処置】 18 点 ㊦
【齶蝕歯無痛的窩洞 ^{かどう} 形成加算】 20 点	【う蝕歯無痛的窩洞 ^{かどう} 形成加算】 40 点 ㊦
【根管貼薬処置】（1 歯 1 回につき）	【根管貼薬処置】（1 歯 1 回につき）
1 単根管 14 点	1 単根管 20 点 ㊦
2 2 根管 22 点	2 2 根管 22 点
3 3 根管以上 28 点	3 3 根管以上 30 点 ㊦
【テンポラリークラウン】 （1 歯につき） 30 点	【テンポラリークラウン】 （1 歯につき） 30 点
注 前歯部において、歯冠形成のう ち、前装鑄造冠又はジャケット 冠に係る費用を算定した歯に ついて、1 回に限り算定する。	注 前歯部において、歯冠形成のうち、 前装鑄造冠又はジャケット冠に係る 費用を算定した歯若しくは前装鑄造 冠又はジャケット冠の歯冠形成を行 うことを予定している歯について、 前装鑄造冠又はジャケット冠の歯冠 形成を算定した日から当該補綴物を 装着するまでの期間において、1 歯 1 回に限り算定する。